

令和4年4月1日から 重度心身障害者医療費給付事業・ひとり親家庭等医療費給付事業の 制度を利用するための所得制限を撤廃しました

重度心身障害者医療費給付事業・ひとり親家庭等医療費給付事業は北海道から補助を受けて実施しており、制度の助成対象者について、これまで道の基準に合わせた所得制限をしていましたが、本町では、より多くの人に利用していただくため、所得制限を独自に撤廃しました。

現在、所得制限が原因で重度心身障害者医療費給付事業・ひとり親家庭等医療費給付事業の申請をされていない方につきましては、**4月1日**以降に制度の申請が可能となりますので、助成を希望される方は住民課窓口にてお手続きをお願いします。

◆各制度の医療費受給者証を医療機関に掲示した場合の自己負担額

対 象	自 己 負 担 額
町 民 税 非 課 税 世 帯 3 歳 未 満 (3歳到達日の月末日まで)	・初診時一部負担金 医科受診時・・・580円 歯科受診時・・・510円 柔道整復施術時・・・270円 ・訪問看護基本利用料・・・8,000円/月 ・入院時食事療養費の標準負担額等
町 民 税 課 税 世 帯 (上 記 以 外 の 世 帯)	・1割の自己負担 【月額上限】 通院（個人ごと）・・・18,000円/月 (8月から翌年7月までの年間限度額・・・144,000円) 通院と入院（世帯ごと）・・・57,600円/月 (多数回該当・・・44,400円/月) ・入院時食事療養費の標準負担額等 ※訪問看護利用料は医療費と合算して計算します。

※次のような場合、医療費の払い戻しとなる場合がありますので、医療機関に自己負担額をお支払い後、以下の必要なものをもって住民課窓口にて申請願います。

- ・1ヶ月間の医療費が月額上限（18,000円（通院）、57,600円（通院と入院）（世帯ごと））を超える場合
- ※69歳以下の方につきましては、自己負担が月単位で医療機関ごとに21,000円以上のものが合算の対象となります。
- ・当月を含む過去12ヶ月以内に自己負担限度額57,600円となる月が4回以上あった場合
- ・1年間（8月～翌年7月）の通院医療費が144,000円を超える場合

必要なもの

- ・印鑑 ・医療機関が発行した領収書（明細のわかるもの） ・被保険者（世帯主等）名義の預金通帳
- ※自己負担額が一定額を超えた場合は、保険者（国民健康保険・健康保険組合等）の高額療養費の支給対象となりますので、加入されている健康保険に申請後、送付されます高額療養費支給決定通知書についても必要となります。

■申し込み先 住民課 戸籍保険グループ

森 優人さん（字大留）が 北海道農業士に認定

北海道農業士制度は、地域農業の中核的な担い手として、資質向上への意欲が高く、また地域活動等に率先して参加している者を町長の推薦により知事が認定している制度で、このたび、本町から森さんが認定されました。



森さんは、「地域農業発展と互いの技術向上に向けて活動していきたい。」と話しており、今後の新規就農者に対する助言や経営改善など農業振興への活躍が期待されます。

上ノ国町国民健康保険または 北海道後期高齢者医療加入者で 新型コロナウイルスに感染した被用者への 傷病手当金の適用期間を延長しております

上ノ国町国民健康保険または北海道後期高齢者医療に加入している被用者（会社等に勤めている人で、給与の支払いを受けている人に限ります）で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し、傷病手当金を支給していますが、適用期間については、**令和4年6月30日**まで延長しておりますのでお知らせします。

■問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ

年金相談のご案内
(完全予約制)

★開設日時：4月19日水 10時～12時・13時～15時 ★予約締切：開設の4営業日前まで（土日祝除く）
★相談場所：江差町役場 ★予約先：江差町役場 健康推進課 国保医療係 ☎0139-52-6725